

産業振興基本条例として定めていく内容について

【前 文】

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適應することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

〈素案からの変更点〉

- ・めまぐるしく → 目まぐるしく
- ・はじめ → 始め
- ・社会構造や生活様式の多様化 → 社会構造の変化や生活様式の多様化

【目 的】

第 1 条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【定 義】

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)区民 区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者及び区内で活動する者をいう。
- (2)事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (3)商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4)産業経済団体 区内に存する商工会議所その他産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。
- (5)金融機関 区内において事業を行う銀行その他の金融機関をいう。
- (6)教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の教育研究機関をいう。

【基本理念】

第 3 条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに創造力のある産業を育成することを基本とする。

【区の責務】

第4条 区は、前条の基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- (1) 創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
- (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
- (3) 産業に関する情報を収集し発信すること。
- (4) 産業振興を担う人材を発掘し育成すること。
- (5) 社会経済状況の変化に適應する事業転換を支援すること。
- (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
- (7) 創造力のある産業を育成すること。
- (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
- (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
- (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。

2 区は、前項の基本的施策を実施するに当たっては、必要に応じて事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。

3 区は、都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。

4 区は、基本的施策の実施にあたって、十分な組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

〈素案からの変更点〉

- ・ 事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関
→ 区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関
- ・ 十分な組織体制 → 組織体制

【事業者の役割】

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生の上昇に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努めるものとする。

【商店会の役割】

第 6 条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく取組の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

【産業経済団体等の役割】

第 7 条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努めるものとする。

3 教育研究機関は、その産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成することに努めるものとする。

【区民の役割】

第 8 条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供するなど区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努める。

【産業振興施策の公表等】

第 9 条 区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【産業振興会議の設置】

第10条 区は、産業振興施策の推進及び効率的、効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。

〈素案からの追加点〉

※産業振興会議

所掌事務

- ・ 産業振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項
- ・ 産業の振興に関し、区長が諮問する事項
- ・ 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること

委員構成(13名程度)

- ・ 学識経験者
- ・ 区民
- ・ 事業者
- ・ 商店会
- ・ 産業経済団体
- ・ 金融機関
- ・ 教育関係者